

1 注意事項

道路の境界表示願を提出することができるのは、道路に隣接する土地の所有者です。

なお、表示願の箇所は、願出者の所有する土地に限ります。

また、相続が発生している場合には、願出者の相続人全員で願い出てください。この場合、相続人であることが確認できる書類を提示してください。

願出者が所定の添付図書及び事後処理の境界図の作成を取り扱うことができない場合には、その取扱いを代行する者に依頼し実務を取り扱わせてください。

2 添付図書

(1) 願出地及び隣接地について法務局（登記所）備付けの地積測量図を調査し、地積測量図がある場合には、その他資料として、その写しを添付してください。

(2) 土地の所有者一覧表は、表示する箇所の両隣り及び道路をはさむ反対側の土地を含め登記簿等を調査し、地目、地積、氏名、登記簿上の住所及び住民登録の住所を調査して、作成してください

(3) 現況実測平面図は、道路の実地形状が明確に把握できるよう願出地先及び隣接地先の道路を中心に作成してください。

◎ 道路の境界表示点を異議なく全員が確認した場合には、和紙に境界図を作成し関係地主に署名押印をもらい、複写図と共に提出してください。

◎ 立会終了後3箇月を経過しても境界図の提出がない場合には取上げた物とみなし、道路の境界表示願をお返しします。

道路の境界表示願の提出及び問い合わせについては

武蔵村山市役所 2階 都市整備部 道路下水道課

電話042-565-1111 内線265